

◀岬町が実施する
物価高騰対応重点支援地方交付金活用施策▶
令和8年9月_{検針分}から令和9年1月_{検針分}まで

水道料金6カ月分 基本料金を無料とします。

手続き不要です！



水道料金(基本料金分)の減免のお知らせ

本町では、物価高騰の影響を受ける町民や市内事業者の経済的負担を軽減し、その生活等を支援するため、水道料金のうち基本料金を6カ月分減免します。

1. 対象者は？

水道を使用している家庭及び事業所(国・府・町の施設を除く)

2. どのくらい減免されるの？

水道料金のうち「基本料金」を無料とします。



【計算例】

基本料金911円(税込み) × 6カ月 = 5,466円(減免)

※水道料金の計算方法については、大阪広域水道企業団のQRコードをご参照ください。



3. 基本料金ってなに？

「基本料金」は、水道の維持管理に充てられる費用で、水の使用の有無にかかわらず、毎月定額の料金となります。使用した水量分は「従量料金」と言い、二つを合算したものを、水道料金として請求されます。

注) 従量料金は減額されません。

注) 公共下水道使用料・漁業集落排水処理施設使用料は減額の対象ではありません。

4. いつから減額されるの？

令和8年9月検針分(8・9月使用分)

令和8年11月検針分(10・11月使用分)

令和9年1月検針分(12・1月使用分)

3回の検針で6カ月分の「基本料金」を無料とします。

注) 口座振替によるお支払いのかたは、検針月の翌月28日が振替日となります。

注) 納入通知書によるお支払いのかたは、検針月の翌月28日が納入期限となります。



お問い合わせ先

(水道料金に関すること) 大阪広域水道企業団 泉南地域水道センター TEL 072-482-6551

(物価高騰対策(事業)に関すること) 岬町都市整備部下水道課 TEL 072-492-2026